

条 例 議 案 の 概 要

議第240号議案 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制 定 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による社会福祉法の一部改正に伴い、省令により定められていた婦人保護施設の人員、設備及び運営に関する基準について、条例で定めるもの。

2 概 要

(1) 対象となる施設

婦人保護施設

(2) 人員、設備及び運営の基準

- ① 基本方針
- ② 人員に関する基準（施設長、入所者を指導する職員等）
- ③ 設備に関する基準（必要な部屋等の確保）
- ④ 運営に関する基準（非常災害対策、苦情の処理、自立の支援、秘密保持義務、暴力団員等の排除）

【細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ① 入所者の人権に配慮した施設運営に関する規定（国の基準なし）
- ② 秘密の保持義務に関する規定（国の基準なし）
- ③ 暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ④ 非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準へ上乘せ）

(3) 施行期日

平成25年4月1日

(4) その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定